

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 353 回

年末を迎えましたが、一向にコロナが収まる気配はありません。皆様もさぞ大変な事と思います。ただ資金手配を含めて国等に頼ってばかりはいられません。やはり自力で乗り越えていかなければなりませんね。知恵を使って頑張ってください。

先日、あるコンサルタントから話を聞きました。国も企業も「強みはこれだ」と言えるものがないと勝てませんということです。あなたの会社、事業の強みは何ですか？答えられますか？

もう一つ、勝つためには「努力の方向性」が必要となりますね。すなわち「一点集中（やらない事、捨てる事）」を決める事が重要です。どうです、うちの会社にはこれがあると言えるようになりましたか。頑張ってください。

ただ「その強み、特徴」がお客様に支持されなければなんともなりません。そのためには、お客様の声に耳を傾ける事が重要です。従って新規事業をする時こそ「お客様の声を参考」にして選択してください。

さあ、まさにこれからこそあなたの能力を発揮する時です。よろしくお祈りします。

前田の《今人生を語る》第 258 回

めざめよ日本人 (180)

人は人、自分は自分と別々のいきものだと考えるところに、人の世のいろいろの不幸がきざす。実は人はわが鏡である。自分の心を映す映像に過ぎぬ。山彦のよべば答える、それにもたとえられる。にこにこして話しかけると、相手は笑みかけて答える。大声でどなれば、むっとしてにらみかえす。親子、夫婦、交友、隣人、すべてがわが鏡であって、わが心のままに変わっていく。

(丸山敏雄氏 「万人幸福の葉」より)

参考にしてください。

最近、持続化給付金を不正に受給したとして、全国で逮捕者が続出しています。持続化給付金は、新型コロナの感染拡大に伴う営業自粛などにより大きな影響を受けた事業者を対象にした支援で、支給額は中小法人が最高200万円、個人事業主は同じく100万円となっています。

「持続化給付金」の支給対象となるのは、次のすべてに当てはまる事業者です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少していること
- ② 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ③ 法人の場合は、次のいずれかに当てはまる人
 - ・資本金の額または出資の総額が10億円未満である
 - ・上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である

対象は「事業者」なので、サラリーマンや主婦・学生などは、この給付金をもらうことはできません。新型コロナの影響とは関係のない減収の場合も、受給対象にはなりません。また持続化給付金は1回しか受給できません。二重申請も不正になります。

今回は受給資格のない人たちの不正が目立ちます。実際に不正受給を行った人や、申請のアドバイスなどを行って成功報酬を受け取る指南役、名義の貸し借りを行った人などが逮捕されています。返還の申し出は11月末時点で1万件を超えており、金額にすると100億円を超えるそうです。

今回の持続化給付金については、不正が発覚すると、振り込まれたお金を丸々返還するのはもちろんのこと、受給の翌日から起算して年3%の延滞金が科され、さらにその合計額の20%相当の加算金が科されることになっています。ただし、経産省は「中小企業庁が調査を始める前に自主的に返還すれば、延滞金、加算金は求めない」として、自主返納を促す方針です。

■受給後の申告について

経済産業省は「持続化給付金は課税の対象となるのか。」という問いに対し、次のように回答しています。

「持続化給付金は、極めて厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。」

持続化給付金は、中小法人等の場合は法人税計算の対象に、個人事業者等については所得税計算の対象になります。つまり収入（持続化給付）の方が多ければ課税になります。消費税については不課税です。以下も併せてご参照ください。

©経済産業省 持続化給付金に関するよくあるお問合せ
<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>